

武蔵野市図書館運営委員会報告書
武蔵野市図書館運営委員会選書部会報告書

武蔵野市図書館運営委員会
武蔵野市図書館運営委員会選書部会

平成 20 年 10 月

武蔵野市教育委員会

教育長 山 上 美 弘 殿

「武蔵野市図書館運営委員会」は、平成 18 年 10 月 30 日に教育長の委嘱を受けて発足しました。以降 10 回の会議及び、8 回開催した選書部会で、およそ 2 年間にわたり討議を重ねて来ました。その成果としての報告書をまとめましたので提出します。

平成 20 年 10 月 23 日

武蔵野市図書館運営委員会

委員長	山 本 真 鳥
委員	磯 川 啓 子
委員	大 久 保 昭 男
委員	木 下 章 子
委員	黒 子 恒 夫
委員	鈴 木 喜 和 子
委員	日 高 正 登
委員	毛 利 和 弘
委員	守 屋 る り 子

武蔵野市図書館運営委員会選書部会

部会長	毛 利 和 弘
委員	木 下 章 子
委員	黒 子 恒 夫
委員	鈴 木 喜 和 子
委員	日 高 正 登
委員	川 西 真 理 子
委員	柏 倉 泰 司

目 次

武蔵野市図書館運営委員会報告	- 1 -
はじめに	- 2 -
1 武蔵野市立図書館の現状	- 3 -
（ 1 ）沿革	- 3 -
（ 2 ）図書館整備の経過	- 3 -
（ 3 ）利用状況	- 4 -
蔵書数・貸出数	- 4 -
資料購入費	- 5 -
登録者数・予約件数	- 5 -
相互貸借件数	- 6 -
開館時間	- 6 -
職員体制	- 6 -
館間配送	- 6 -
ＩＣタグ付きバーコード装備状況	- 6 -
レファレンス	- 6 -
中央図書館受付分	- 6 -
大学図書館との連携	- 7 -
2 武蔵野市立図書館のあり方	- 8 -
3 これからの図書館サービス	- 9 -
（ 1 ）サービスの充実と質の向上	- 9 -
貸出サービスの充実	- 9 -
電子メディアの図書館への導入の可能性	- 9 -
（ 2 ）課題解決への支援と情報発信	- 10 -
レファレンスサービスの充実	- 10 -
情報発信	- 10 -
（ 3 ）市民活動への支援	- 11 -
（ 4 ）来館（利用）困難者サービス	- 11 -
障害者・高齢者	- 11 -
入院・入所者	- 12 -
多文化・多言語サービス	- 12 -
（ 5 ）学校図書室と図書館の連携とネットワークの構築	- 12 -
（ 6 ）他自治体図書館/大学図書館その他の機関との連携	- 13 -

(7) 市民の著書・蔵書の収集、保存と図書のリサイクル.....	14 -
(8) 郷土・行政資料の収集保存	15 -
(9) 各館の機能と役割	16 -
(10) 図書館の管理運営	17 -
武蔵野プレイス	17 -
指定管理者	17 -
開館日・開館時間	17 -
(11) 市民との協働	18 -
(12) 職員の人材育成	18 -
(13) 危機管理への対応	19 -
(14) 評価	19 -
武蔵野市図書館運営委員会選書部会報告	20 -
武蔵野市立図書館の選書・資料収集方針について	21 -
来館・利用困難者への資料提供について	21 -
外国語資料の収集について	22 -
地域資料・郷土資料・市民文庫等について	22 -
IT サービスについて	23 -
共同利用図書館及び多摩地域図書館での除籍について	23 -
武蔵野プレイス（仮称）の選書について	23 -
その他	24 -
〔最後に〕	24 -
資 料.....	25 -
1 武蔵野市図書館運営委員会名簿	26 -
2 武蔵野市図書館運営委員会選書部会名簿	26 -
3 武蔵野市図書館運営委員会会議経過	27 -
4 武蔵野市図書館運営委員会選書部会会議経過	27 -
5 武蔵野市図書館運営委員会設置要綱	28 -
6 武蔵野市図書館運営委員会選書部会設置要綱	29 -

武蔵野市図書館運営委員会報告

これからの武蔵野市の図書館のあり方について

はじめに

第3期の図書館運営委員会は、平成18年11月に発足して、20年10月で任期満了となります。この間多く時間を割いてきたのは、新しく建設が決まった複合機能施設、武蔵野プレイス(仮称)(以下「プレイス」と呼ぶ)に関してでした。新しい試みとして相乗効果の期待が持てる一方、図書館機能が十分に担保されるかどうかは心配でもあります。その点において運営委員会は様々な角度から検討を行いました。プレイスに導入する指定管理者制度も新しい試みですが、これを他館に波及させるかどうかは、プレイスの運営の状況を見極めながら慎重に検討されることになっています。また図書館運営委員会も、プレイスの図書館機能に関してはご意見番を務めることとなります。

さて、図書館という制度自体は、このところの電子情報の発達に伴い大きく変わろうとしています。次第に電子情報が本という印刷媒体にとって変わりつつあり、若年層では調べごとをするのにまずウェブ上の検索エンジンを使う方が一般化しつつあります。そのような環境にあって図書館は、ますます資料の探し方のノウハウを駆使して資料探しの手伝いをするレファレンスサービスの充実と、電子資料も含めたレファレンスの技術の向上が求められます。さらに、サイトライセンスが必要なサイト閲覧、データベース閲覧といったものを図書館が提供し、電子データであっても家からはアクセスできない資料を図書館に行き行って見る、ということを実現することも重要かもしれません。

もちろん、図書館の貸出機能は、公立図書館では未だ大きな需要があります。電子情報の普及により、図書館のこうした役割が減るだろうと予測する人々もいますが、子どもたちや若い人たちには是非とも読書の習慣を身につけてほしいと思います。若い人たちの情報収集能力は次第に向上しつつありますが、電子データでの資料の探し方はそのときに必要としている情報だけに目を向け、それを断片的に収集していくという形をとりがちです。一定のまとまりがあり前後関係の脈絡を持っているものを読み通す、著者の導くままに思考をめぐらし、著者と一緒に考える、という体験は重要です。

その意味で、本を読むことができ、借りることもできる、という基本的な公立図書館の機能はしっかり守られるべきであり、充実の方策が必要であると考えます。

本委員会では、今後、図書館サービスの更なる充実を目指し、図書館がその役割を果たしていくため、今後の図書館サービスのあり方を検討してきました。

本報告書においては、上記検討結果を踏まえて、「これからの武蔵野市の図書館のあり方について」の提言を行うこととしましたので、今後の図書館運営に生かしていただくようお願いします。

なお、図書館の整備や今後の運営方法については、本委員会での議論だけでなく、広く市民の意見を聞いた上で改めて検討する必要があります。

武蔵野市図書館運営委員会

1 武蔵野市立図書館の現状

(1) 沿革

- 昭和 21 年 武蔵野町立第四小学校の教室を利用し、武蔵野町立図書館として発足。
- 昭和 22 年 市制施行に伴い、武蔵野市立図書館と改称
- 昭和 23 年 旧市役所北側の軍政部読書室へ移転
- 昭和 38 年 市立図書館新築完成、武蔵野市立武蔵野図書館として開館
- 昭和 57 年 西部図書館開館
- 昭和 62 年 吉祥寺図書館開館
- 平成 7 年 新中央図書館開館

(2) 図書館整備の経過

第二期基本構想・長期計画(昭和 56～67 年度)策定委員会の下に設置された「昭和 54 年版地域生活環境指標分科会」はその意見書の中で、「本市の図書館は、いまだその蔵書数においても図書購入費においても近隣都市に劣っている。しかも貸出冊数から見た図書の利用効率はさらに決定的に劣っている。」と厳しく指摘しています。

当時の統計によると、本市の図書館の蔵書数、図書購入費、貸出冊数(いずれも市民 1 人あたり)は、多摩 26 市中それぞれ 22 位、18 位、25 位でした。(『日本の図書館 1978』日本図書館協会刊)

昭和 57 年 5 月には境 5 丁目の都営住宅改築に伴い、東京都より施設を借り受ける形で西部図書館が蔵書 2 万 3 千冊で開館しました。しかし東部地区においては、小規模な市民図書室の開設でしのいでいる状況でした。

昭和 60 年に市は、武蔵野市にふさわしい図書館のあり方についての検討を「武蔵野市図書館構想策定委員会」に委嘱。昭和 62 年 9 月、最終報告書「武蔵野市における図書館の整備充実に関する基本構想」が市長に提出されました。また同年 11 月には、蔵書 5 万 8 千冊で吉祥寺図書館が開館しました。駅前に立地した図書館の開設は多くの利用者の増加をもたらし、貸出冊数は、多摩 26 市中 5 位となりました。吉祥寺図書館開設を機に午後 7 時までの夜間開館をスタート。平成 4 年 5 月から中央、吉祥寺図書館が多摩地区で初めて平日午後 8 時までの開館となりました。

平成 7 年 4 月には 70 万冊の蔵書能力を持つ新中央図書館が開館。本市の図書館利用率は極めて高くなり、平成 12 年には全国の同規模自治体(83 市区)のうち、本市の貸出点数は 3 位となりました(平成 18 年現在、貸出数は 1 位、資料費は 2 位)。

平成 17 年 3 月「農水省跡地利用施設建設基本計画策定委員会」は、『武蔵野プレイス』と仮称された新公共施設について、図書館機能を中心とした施設とすることとし、平成 23 年度の開館を目指し西部図書館の 1.7 倍、14 万 5 千冊の蔵書能力を有する新しい施設が開設されることとなりました。

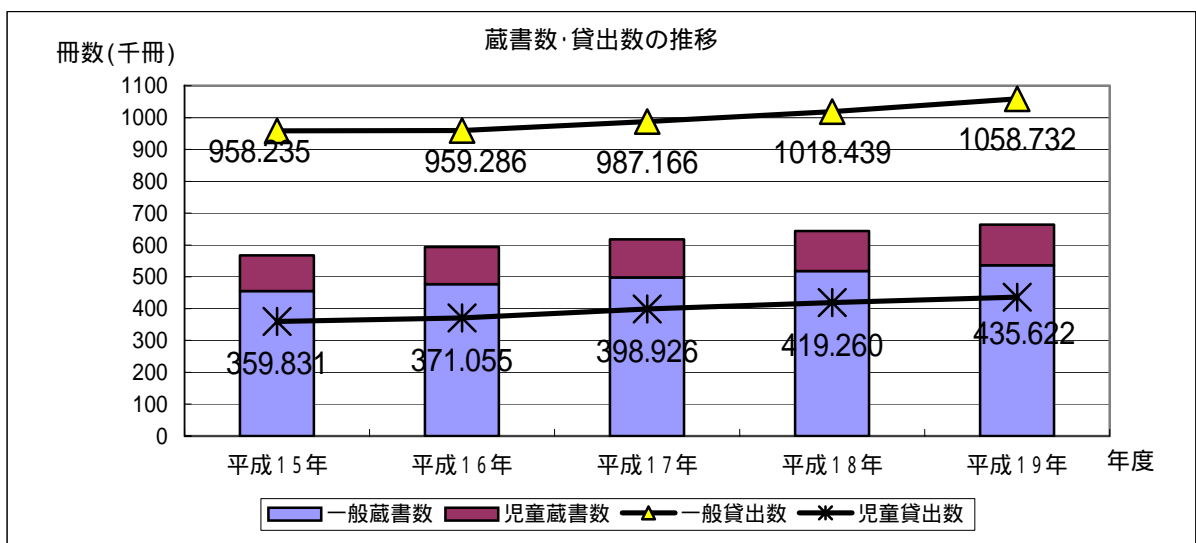
この新図書館の完成により、一定規模の蔵書能力を有する地域図書館が3駅勢圏に整備されることとなります。

(3) 利用状況

蔵書数・貸出数

蔵書数は3館合わせて年間2万冊程度増加しています。『武蔵野プレイス(仮称)』(以下プレイスという)の開館当初の蔵書予定数が従来の西部図書館の蔵書に加え5万冊増加する予定のため、このまま推移すると平成24年には80万冊程度まで増加する予定です。ただし分館には書庫がほとんどないため、購入等で増えた分は、中央図書館の書庫に移管している現状があります。それに対して中央図書館書庫の収蔵可能量は現在約47万冊であり、平成20年3月31日時点での収蔵数は29万1千冊で、余裕は17万9千冊です。平成24年には4万冊弱の余裕しかなく、プレイスオープン後中央図書館への移管資料が増加すると、収蔵能力はさらに減退することになります。そこで、平成20年度に書庫の一部集密化を行うこととしました。これにより、工事完了後の所蔵能力は約6万5千冊増え、53万5千冊になる予定です。

次に図書の個人貸出数ですが、これは、平成15年度が131.8万冊であるのに対し平成19年度が149.4万冊と着実に伸びています。今後、プレイスがオープンすれば、貸出数はさらに増えることが予想されます。



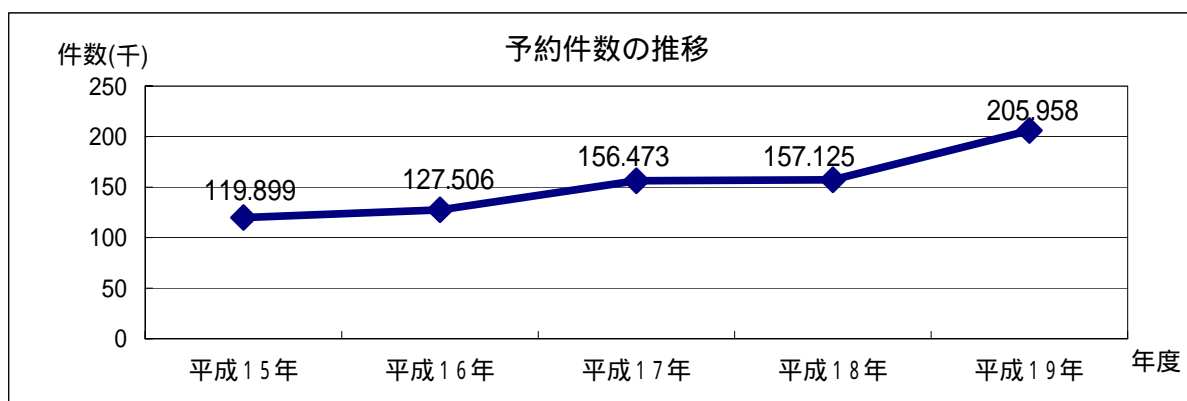
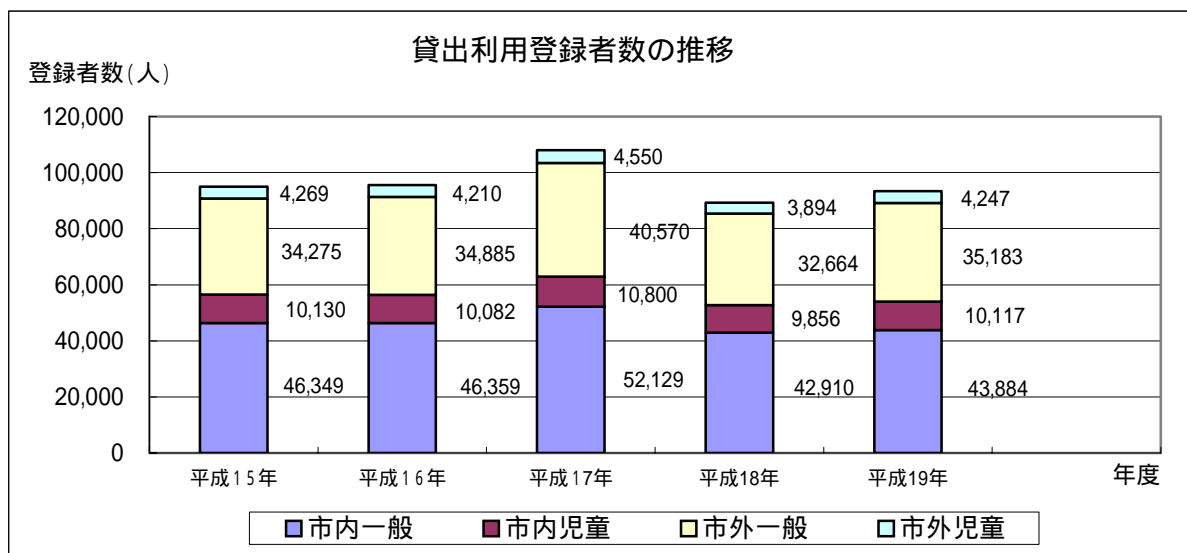
人口10～15万人の102市区中(『日本の図書館2007』日本図書館協会刊)

- 個人貸出数 全国1位
- 資料費 " 2位
- 予約受付件数 " 4位
- 登録者数 " 6位
- 蔵書冊数 " 11位

資料購入費

平成 20 年度予算で 7,154 万円。行政改革により全国的に資料費の削減が行われている中で、ここ 3 年間は同額です。プレイスにおいては、開館時及びその後数年間は蔵書の充実を図るための資料費が必要になります。

登録者数・予約件数



平成 20 年 3 月 31 日現在の登録者数は 93,431 名で、3 年間利用のない登録者についてはデータを削除しているため、5 年前と比較して増えていません。本市の特徴は、市外登録者(在勤・在学を含)の割合が 42.2% と高いことで、この割合は、近隣の図書館と比較しても突出した数値です。

平成 17 年度から、館内利用者用端末での予約・インターネットでの貸出中資料の予約及び視聴覚資料(CD・ビデオ・カセット)の予約を開始し、平成 19 年 5 月から館内利用者用端末やインターネットからの在庫資料予約を開始したことで、平成 19 年度の予約数は飛躍的に増えました。この増加はほぼインターネットからの予約数の増加分に相当します。

今後プレイスのオープンに伴い、三鷹市、小金井市に隣接した駅前という立地を踏まえると、更なる市外登録者数・予約件数の増加が予想されます。

相互貸借件数

本市から他市区の公共図書館への貸出数	3,900 冊
本市から他市区の公共図書館への貸出依頼数	2,333 冊
本市から都立図書館への貸出依頼数	2,530 冊
本市から国会図書館への貸出依頼数	64 冊

本市から他市区の公共図書館への貸出が 3,900 冊であるのに対して、借受（本市からの貸出依頼）が 2,333 冊となっており、本市からの貸出数が借受数より 1,600 冊程度上回っています。

開館時間

	平日	土日祝
中央・吉祥寺	9 時 30 分～20 時	9 時 30 分～17 時
西部	月・木 9 時 30 分～17 時 火・水 9 時 30 分～19 時	9 時 30 分～17 時

平成 4 年に中央及び吉祥寺の平日開館時間を 20 時まで延长了ました。プレイスの開館時間は 9 時 30 分から 22 時までとなる予定です。

職員体制

教育部 - 図書館 館長 1 名	}	管 理 係 3 名		
		中 央 図 書 館 17 名	嘱 託 21 名	
		西 部 図 書 館 6 名	嘱 託 3 名	
		吉 祥 寺 図 書 館 7 名	嘱 託 7 名	

館間配送

予約件数の増加等に対応するため、平成 19 年 5 月より館間配送回数を 1 日 1 便から 2 便に増便しました。

IC タグ付きバーコード装備状況

平成 19 年 9 月より新刊図書のバーコードラベルを IC タグ付きバーコードに変更し、20 年 9 月には、中央図書館の既存資料への IC タグの貼付を完了しました。分館の既存資料については、平成 21 年度以降に順次貼付を行う予定です。

レファレンス

年度	カウンター			Eメール レファレンス	その他（電話・ 文書等）
	所蔵調査・書架案内	レファレンス	調べ学習		
18	13,254	787	163	34	18
19	15,171	646	99	32	26

中央図書館受付分

大学図書館との連携

成蹊大学、日本獣医生命科学大学、亜細亜大学については、市立図書館を通じて大学へ申請することで利用することができます。（各大学とも利用資格に制限有）

市内大学図書館の利用願い発行数が減少していますが、成蹊大学図書館の利用申し込み形態が変更となり、市立図書館を介さないで利用する人が増えたことや、平成18年、19年に成蹊大学で工事が行われ、利用制限があったことが原因と考えられます。

市内大学図書館利用願発行数（3館）

市内大学以外の利用願発行数（3館）

年度	発行数
平成15年度	84
平成16年度	98
平成17年度	30
平成18年度	11
平成19年度	12

年度	発行数
平成18年度	4
平成19年度	17

2 武蔵野市立図書館のあり方

図書館は、生涯学習を推進する上で最も重要な施設の一つです。市民の求めるニーズを的確に把握し、迅速かつ効果的なサービスを提供していく必要があります。

情報化社会とも呼ばれる現代社会においては、ありとあらゆる情報が氾濫し、市民が、個人や地域の課題解決のために必要な情報を収集することが困難な場合があります。情報を求める市民に対して、正確かつ適切な情報を提供していくことが、今日の図書館の重要な役割であり、これまで閲覧・貸出重視型（読書支援型）であった図書館において、課題解決を支援する機能の充実が求められています。

一方で読書環境の整備も重要です。貸出は、市民が求める図書を自宅など図書館外で自由に利用できるサービスであり、図書館サービスの基本ともいえます。実際、貸出に対する市民のニーズは依然として根強く、更なる蔵書の充実や簡便な方法での貸出サービスに対する期待も高まっています。

近年、電子メディアの発達によって、“貸出”という形態をとらない新たな図書館サービスの形が生まれています。費用の面から個人での利用が困難な有料データベースや電子メディアでしか入手できない情報を提供するなどのサービスです。こうした新しい機能・サービスの充実も図りながら、図書館の情報をすべての市民がいつでも自由に利用できるよう環境を整備し、市民や地域にとって利用しやすい図書館を目指す必要があります。

また、図書法第3条においては、「学校教育を援助し得るように留意」することが規定されており、図書館には学校教育を支援していく役割があります。「調べ学習」等、課題解決型学習への支援や学校図書室との連携の強化等、学校との協力体制の強化を図っていくことも図書館の重要な役割です。

3 これからの図書館サービス

(1) サービスの充実と質の向上

現状と課題

平成 13 年度に貸出冊数を 10 冊に変更、ホームページでの蔵書検索の開始、平成 17 年度から館内利用者用端末での予約・インターネットでの貸出中資料の予約及び視聴覚資料（CD・ビデオ・カセット）の予約開始、平成 19 年度に在庫資料の予約を開始するなど、貸出サービスの充実が図られていますが、図書館が市民の読書や情報の拠点として、利用者にとってさらに便利で快適なサービスを提供することが求められています。

また情報通信技術の急速な発達により、オンラインデータベースや電子図書、CD、DVD等の電子メディアによる資料に移行しつつあります。課題解決にあたって、膨大な研究資料や有料データベースなど、電子メディアでなければアクセスできない情報も多々あり、各種の情報メディアにアクセスできる環境を整えておくことが求められています。

施策提言

貸出サービスの充実

現在DVDについては、著作権の問題から館外への貸出は行っていません。しかし、メディアの変化に対応し、できるだけ貸出可能な資料の充実を図るためにも、DVDの貸出を検討する必要があります。ただし視聴覚媒体は、次々と新しい媒体が誕生し変化が激しいため、常に動向をつかみ対応する必要があります。

また、インターネットの利用が浸透した一方、利用が困難な利用者も少なくありません。そのような利用者のために、電話での予約サービスの検討も必要です。

利用者が増え続け、土曜日曜の貸出待ちの行列が途切れません。ICタグを利用した自動貸出機を導入するなど、貸出手続きの円滑化を図る必要があります。

電子メディアの図書館への導入の可能性

各種資料の電子化の進展を踏まえ、各館の規模に応じてデータベースや電子メディアによる参考資料等の充実を図るとともに、中央図書館とブレイスでは、パソコン使用可能席を含めた十分な数の閲覧席を確保し、無線LANを導入するなど、IT環境の充実を図る必要があります。

電子図書については、著作権や複雑な権利関係、ビューア、ファイル形式の乱立等の問題点があり、普及は進んでいません。しかし今後は、電子図書の特性を生かした利用が進む可能性も考えられることから、活用のための調査検討が必要です。

(2) 課題解決への支援と情報発信

現状と課題

利用者の調査・研究や生活上の様々な課題解決を支援するため、情報を提供したり情報源をアドバイスする等、レファレンスサービスを実施しています。平成17年7月からはEメールレファレンスも開始しました。しかし、これらのサービスの認知度はまだ充分とはいえません。市民が課題解決や情報収集を速やかに行えるよう支援していくことが図書館サービスに求められています。

また本の貸出以外の図書館サービスを知らない市民も多くいます。図書館サービスが実生活に役立つことを理解してもらえよう、図書館から積極的な情報発信が必要です。

施策提言

レファレンスサービスの充実

サービスの利用促進を図るため、カウンター、図書館だより、ホームページ等でレファレンスサービスの広報を積極的に行い、特に来館しなくても利用できるEメールレファレンスについては、広く周知していく必要があります。

電子情報や活字情報による資料提供の充実を図るとともに、利用者が正しい情報を効率良く収集できるよう、収集スキル習得のための「図書館を知り、使いこなす講座」や「情報検索入門講座」(OPAC検索、契約データベース、インターネット検索等)を実施する必要があります。

また利用者の速やかな課題解決のためには、レファレンスの受付体制の強化や職員スキルの平準化も必要となります。体系的な研修の実施やマニュアルの整備、レファレンスデータベースの作成等により、職員のスキルの向上と知識の共有化を図っていくことが重要です。

情報発信

まず、図書館の利用方法や図書館のサービスについて積極的に情報発信していく必要があります。

次に、ビジネス、子育て、法律、健康、消費者知識、IT知識等の「生活情報サービス」等、利用者が必要としている情報を把握し、テーマ展示やブックリストの公開、インターネットリンク集の作成等を通じて、発信していくことが必要です。

そして、利用者が必要な情報を速やかに入手できるように、電子メディア、活字資料等多様な情報を様々な媒体で提供していく必要があります。

また、市民が調査研究の参考としたり郷土に関する関心を高めるきっかけとなるように、「武蔵野市に関するレファレンス事例集」の内容を充実、発展させることが期待されます。

さらに市民が地域の情報を入手する手段として、「武蔵野市に関する新聞記事見出しデータベース」をホームページ上で公開していくことが望まれます。

(3) 市民活動への支援

現状と課題

市民個人の自助努力では解決できない問題を行政だけが担うことは、もはや不可能になりつつあります。地域の課題を、市民や行政、NPOや企業など多様な組織によって担い、地域社会を支えていく必要があります。図書館は、これらの市民や団体等の活動を支援する役割を担い、市民協働によるまちづくりを進めていく必要があります。

施策提言

市内のNPOや生涯学習団体に関わる市民が必要な情報を入手、交換したり、円滑に活動することができるように、これらの市民や団体等が必要とする情報を収集整理し提供できる体制整備を図り、支援していくことが必要です。またこれら団体の設立のためのサポート等についても検討する必要があります。

特に武蔵野プレイスにおいては、市民の情報拠点としての役割が期待されます。市民活動がさらに活性化するよう、市民協働推進課やプレイスの市民活動支援部門と連携し、市民活動のノウハウ等の情報や活動記録等を、収集、蓄積、保存、更新していくことが望まれます。

(4) 来館（利用）困難者サービス

現状と課題

図書館は社会教育施設として、人々がいつでも自由に利用できる環境を実現するという任務を持っています。現在、読書に障害をお持ちの方へのサービスとして、ボランティアの協力によって録音図書の作成や対面朗読サービス等を提供し、録音図書も貸出を行い、重度の肢体不自由の方には「本の郵送貸出」を実施していますが、今後は広く、図書館に来館が困難な市民、来館は可能であっても資料の利用が困難な方に対して、資料・情報へのアクセスを確保することが求められています。

施策提言

障害者・高齢者

「本の郵送貸出」を広く障害者や高齢者に対しても実施すると、相当な対象者数となります。対象とされる利用者の実態・ニーズを検討・把握した上で、図書の配送を含めた貸出システムについて、ボランティアの組織化やNPOへの委託なども視野に入れて検討する必要があります。

また身近な公共施設等を中継場所として、図書館の本を受け取ることができないか、検討することが望まれます。

さらにユニバーサルデザインの観点から施設改修を進める必要があります。

入院・入所者

長期間にわたって入院・入所中の方にとって、本や医療情報に関する資料を手に入れるのは困難な場合があります。現在、学校や地域団体等を対象に、児童書を中心とした団体貸出用図書を用意し、まとめて貸し出す「団体貸出」という制度を実施していますが、このサービスの対象を拡大し、入院中の方や施設等に入所中の方にも読書環境の提供や図書による医療情報を提供することができないか検討が必要です。ただし、長期間の貸出になるため、一般貸出用の蔵書とは別枠で、一般図書をある程度大量に購入する必要があります。また、医療情報に関する図書は毎年内容が改められていくため、常に買い替えを図っていく必要もありますので、これらのことを踏まえ検討する必要があります。

多文化・多言語サービス

日本語を母語としない方に関するサービスを考える場合、多言語による図書館利用案内等の情報提供の充実が求められます。その上で、どのような情報を必要としているのか等について国際交流協会などとも連携し、ニーズを把握するなど検討が必要です。

また現在の図書館システムは、資料データの入力日本語と英語に限られており、資料検索が困難になっています。新たなシステムに更新する際には検討が必要です。

(5) 学校図書室と図書館の連携とネットワークの構築

現状と課題

市立図書館において、調べ学習の受け入れやセカンドスクール、修学旅行等の事前学習用資料の貸出等の学校連携サービスを実施していますが、利用件数を見ると十分な活用がされているとはいえない状況があります。学校における読書活動や学習活動を今後より充実していくため、学校連携サービスの充実が求められています。

また児童にとっては、距離的な制約から、市立図書館へ出向いて本を借りたり調べ学習を行うことが困難な場合もあります。学校図書室と連携した図書館サービスの充実が求められています。

施策提言

現行の学校連携サービスの課題を明らかにして改善を進めるとともに、市全体の蔵書を効率的に使えるよう、学校間や市立図書館との間に図書や情報のネットワークが構築できないか検討する必要があります。その際はインターネットを介したネットワークを利用することも考える必要があります。

また児童・生徒の学習や読書活動の推進を図るため、学校図書室に図書館の分館機能を備えることで、児童・生徒が学校図書室を市立図書館として活用できるよう、資料の充実やネットワークの確立を図る必要があります。

(6) 他自治体図書館/大学図書館その他の機関との連携

現状と課題

都立図書館は、都立図書館からの協力貸出を制限し、多摩地域での相互貸借が不可能な場合しか貸出を行わない、都立図書館資料は原則として貸出館での館内閲覧とする等の方針を打ち出し、既に、複本除籍や有限年数保存を実施するなど、「都立図書館改革」を進めています。これらの状況を踏まえ、相互貸借や資料の保存などの面で、多摩地域の図書館の連携した取り組みが求められています。

地域に開かれた大学を模索する時代の流れの中で、大学図書館において一般市民へのサービスが拡充されています。市内の大学においても、一般市民の館内閲覧が可能です。今後、高度な専門図書を保有する大学図書館と市立図書館の連携のあり方を検討する必要があります。

その他多様な機関等との連携によって、幅広いサービスの提供に努めることも求められています。

施策提言

都立図書館資料の利用が制限されると、多摩地域での図書館間協力が一層重要になります。しかし、相互貸借について言えば、比較的蔵書が豊富な本市図書館などに負担が集中することも考えられるため、その仕組みづくりについては、慎重に検討すべきです。

また、一市単独では困難な資料の保存等に関して多摩地域の図書館が協力して資料を保存、活用するための「共同利用図書館」の構想がありますが、運営の費用や方法などに課題も多く、慎重に検討すべきです。

それぞれの図書館には、所蔵資料の限界があります。一般書の蔵書は市立図書館も充実していますが、大学図書館は、市立図書館にはない専門的な資料を所蔵しており、利用者は必要に応じて双方の資料を利用することで、多様な情報を手にすることが可能です。双方が連携し、自館にない資料の利用方法を積極的にPRしていく必要があります。

地方分権の流れの中で、市は自ら主体的に判断して施策を立案していく機会が増えています。市職員の業務達成に有効な情報を収集し、活用を支援していく必要があります。

また、地域の商工振興の視点から商工会議所等の意見も聞き、事業者に対する情報の収集・提供等、図書館が果たすべき役割についても検討が必要です。

さらに生活情報サービスの提供の一環として、医療機関、商工会議所、消費生活センター、保健センター等と連携した講演会や企画展示等も検討すべきです。

(7) 市民の著書・蔵書の収集、保存と図書のリサイクル

現状と課題

市民が何らかの形で著作に関わっている資料は、市民文庫として収集に努め専用のコーナーに配架していますが、無償提供を原則としており、収集できない資料も少なからずある状況です。

図書館の除籍図書については、図書館利用者に無償で提供することで再活用されています。

また図書交流センターは、平成 15 年、市民のコレクションの散逸を防ぐとともに、その有効活用を図ることを目的として設置されました。その後収集した図書の各種図書館への提供や市民へのリサイクル、販売を中心に行ってまいりましたが、今後は図書館資料も含め、図書のリサイクルをどのように進めていくかを総合的に検討する必要があります。

施策提言

市民文庫については、市民からの寄贈を待つだけでなく出版情報等にも注意を払うとともに、図書館が市民の著書を収集保存していることを P R し、寄贈を呼びかける等積極的な収集を進めていく必要があります。

また、図書館資料としての役割を終えた本や、市民が読み終わった本でも、読みたい人、必要としている人がいるはずで、図書交流センターの業務を見直し、市民や図書館が廃棄しようとしている図書の再活用を進める必要があります。

現在、除籍図書等の一部は公立保育園・幼稚園等の施設で再活用されており、こういった活用の方法が他にもあるか検討することも必要です。

(8) 郷土・行政資料の収集保存

現状と課題

市の貴重な文化と歴史に関する郷土資料や行政資料は、市立図書館が責任を持つべき資料として積極的に収集、保存しています。しかし収集した資料の整理活用は充分とはいえません。市民が地域への関心を高めるとともに、地域に関しての調査研究にも活用できるよう、郷土・行政資料に簡単にアクセスできる環境を整えることが求められます。

また地域の文化、記録資料を次の世代に継承していくことが望まれます。

施策提言

図書館が郷土資料を収集するには限度があり、特に古い資料を手に入れるのは困難です。広く市民にも呼びかけ収集する等、郷土資料の積極的な収集を行う必要があります。

行政資料については、市の関係機関において図書館への送付を確実にしてもらうよう収集体制を整備し、網羅的に収集、保存していく必要があります。

郷土・行政資料の利用促進を図るため、資料整理を進め、データの整備を図る必要があります。また、利用しやすく魅力的な資料とするために、各館の資料収集、提供内容に地域の特徴を持たせたり、郷土・行政資料を活用した展示等を行うなどの工夫も必要です。

定点写真撮影資料については、ホームページ等での公開等、活用の方法を検討していく必要があります。

武蔵野文庫¹は新たな目録を作成、公開するとともに、将来的には資料をホームページ等で紹介するなど、本市の特徴的な資料として積極的な活用が望まれます。

『子ども武蔵野市史』の編纂に際しては、幅広い活用の可能性を想定して、子どもだけでなく一般の郷土史入門者にとっても有用な内容とする必要があります。

¹市立図書館開館当初に、明治文化研究愛好家山田一氏から購入した武蔵国、江戸・東京関係資料を中心に、昭和40年代までに収集した郷土資料コレクション

(9) 各館の機能と役割

現状と課題

本市においては、一定規模の蔵書能力を有する地域図書館が3駅勢圏にそれぞれ1館設置されています。3館が効果的・効率的に役割分担を行うことで、市立図書館のサービス向上を図ることが求められます。また平成23年度にはプレイスの開館が予定されており、新たな図書館像の構築が求められています。

施策提言

本市においては、一定規模の蔵書能力を有する地域図書館が、3駅勢圏にそれぞれ1館という配置になっています。このため各館とも、一定の水準の参考資料や平均的な蔵書構成、各種サービスが期待されています。今後も各館が各々の地域における地域図書館として、基本的な資料の提供や一定のレファレンスサービスを提供し、市民が日常的に利用する図書館として十分な機能を備える必要があります。

中央図書館については、地下閉架書庫の集密化を進め、一定の専門的資料も含めてできる限りの資料の収集保存に努め、利用者が求める資料を確実に提供することが望まれます。

各地域図書館における資料収集については、個々の蔵書構成に影響を及ぼすような極端な分担収集は行わないことが望ましいと考えます。その上で、西部(プレイス)、吉祥寺図書館ともそれぞれの地域ならではの資料(ミニコミ誌等地域資料)については地域図書館として収集を行っていく必要があります。

レファレンスサービスについては、地域図書館においても一定のサービスを提供することはもちろんですが、高度なレファレンスサービスは中央図書館が対応し、中央図書館においても対応が難しい場合などは、他機関との連携等により解決を図るなどサービス提供における連携体制を整えることが望まれます。

プレイスについては、先に述べた地域図書館として機能を備えた上で、従前の十進分類法にたよらないテーマ別による配架や電子メディアによる情報の提供など、新しい視点に立ったサービスの提供が求められています。さらに、複合機能施設であるという利点を生かし、他の機能と連携した施策の展開を図る必要があります。

また、様々な知的資源へのアクセスを、今後どのように市民へ提供していくかについては、プレイスの開設を踏まえ、市立図書館としての考え方を、改めて検討する必要があります。

(10) 図書館の管理運営

現状と課題

図書館の管理運営形態については、平成 15 年の地方自治法の改正に伴い指定管理者制度が導入され、民間事業者を含めた法人その他の団体による管理が可能となりました。プレイスにおいては、図書館機能以外の機能と一体化した管理運営を実現し、所管の縦割りの弊害を取り除くため、指定管理者制度を採用する予定です。指定管理者制度が発足した現状のもとで、公立図書館の社会的公共性を踏まえ、武蔵野市立図書館の管理運営のあるべき姿を検討する必要があります。

施策提言

武蔵野プレイス

プレイスの管理運営は指定管理者が行うことが予定されていますが、その中心的な機能となる図書館については地域図書館としての役割があります。図書館サービスや施設環境等について、武蔵野市図書館運営委員会の意見を踏まえ、3館の一体的な運営を図る必要があります。

また利用館によって市民に不利益が生じないように、必要に応じてそれぞれのサービス担当者会議を開催するなど、サービスの一体性を確保する必要があります。

指定管理者

図書館は教育機関であり、市（教育委員会）は設置者として市民の教育と文化の発展のために施策の実施に必要な専門的な知識・技術の蓄積が求められることから、市立図書館全館への指定管理者制度の適用については、プレイスにおける運営状況を見極めた上で慎重に検討する必要があります。

開館日・開館時間

現在は3館ともに金曜日を休館日としています。このため金曜日については図書館の利用ができない状況です。また開館時間については、プレイスが22時までの開館を予定しています。他館の開館時間については、現状でおおむね市民の満足は得られていると考えていますが、土・日・祝日の閉館時間（現行17時）については、延長を望む声があります。それぞれ、利用見込みや人件費の増加等、市民の受益と負担を踏まえて検討する必要があります。

(11) 市民との協働

現状と課題

従来から対面朗読や点訳等について、ボランティア団体の協力により、障害者サービスが支えられてきました。今後、市民の役に立つ図書館運営を行う上で、市民協働のあり方やボランティアの協力等について検討する必要があります。

施策提言

現在、一定の専門技術を必要とする対面朗読サービス等について、ボランティア団体との協働によりサービス提供を行っていますが、その他のサービスについても、ボランティア団体やNPO等との連携によって、市民協働による図書館サービスの充実が図れないか、検討する必要があります。

また、生涯学習の視点でボランティア活動に取り組もうという方もいます。図書館においてボランティア活動に取り組みたいという方々に活動の場を提供し、図書館への理解を深めてもらうことも必要です。

(12) 職員の人材育成

現状と課題

収集する資料の選定や分類整理、レファレンスサービス等の業務を的確に遂行するためには専門的能力が求められます。定期的な人事異動により一般職員が図書館に配置されている現状を踏まえると、様々な実務経験を通じて専門的能力を身につけると同時に、職員研修の実施によるサービスの質の確保を図る必要があります。図書館がその役割を果たしていくためには、図書館を支える職員の資質向上が不可欠です。

施策提言

短時間で効果的な研修が実施できるよう、必要な研修を体系化し経験年次に応じて受講できるよう工夫し、高度化する市民の学習ニーズ等に充分対応できるよう、専門的能力・知識等の習得について充分配慮することが必要です。

また、図書館カウンターにおいて、直接市民に対応することが多いのは非常勤職員です。これら非常勤職員についても一般職員と同等の利用者対応が可能となるよう研修を実施する必要があります。

(13) 危機管理への対応

現状と課題

図書館においては、地震・水害などの自然災害や火災に加え、情報セキュリティに関する危機、他の利用者や職員に対しての暴行・傷害・猥褻行為などの犯罪行為や異臭・大声・暴言などの迷惑行為が発生する可能性があります。これらを防止あるいは被害を最小限にとどめるための対応が求められます。

施策提言

図書館で起こりうるトラブル、災害を想定し、未然に防ぐための方策の検討や想定される事態に対する危機管理マニュアルを作成する必要があります。

また発生した事象については、小さな事柄であっても職員間でその情報を共有するとともに、定期的な危機管理研修を実施する必要があります。

(14) 評価

現状と課題

これまで、「利用者の声」や図書館運営委員会の提言を踏まえ、図書館サービスの向上に努めていますが、今後は図書館の運営状況に対する評価を行い、その結果に基づいて運営の改善を図ることが求められています。

施策提言

定期的にサービス評価を実施し、図書館サービスの必要性、有効性、効率性等の観点からサービスを評価する必要があります。その際、サービスの提供量（蔵書数等）だけで評価することなく、利用者や参加者の状況、利用者満足度など成果指標に基づく評価が必要です。

武蔵野市図書館運営委員会選書部会報告

選書部会報告

〔選書部会の目的と討議経過〕

選書部会は武蔵野市図書館運営委員会の下部組織として同部会設置要綱に基づいて資料収集方針、蔵書構成その他図書館の選書一般に関する事項を協議することを目的に設置されました。平成14年6月に第1期選書部会が発足、一般書の収集方針や蔵書構成を中心に協議を行い、平成16年1月に報告を取りまとめて運営委員会に提出しました。続く第2期選書部会は、平成16年7月に発足し、第1期選書部会で協議しきれなかった課題を中心に協議を行い、平成18年3月に報告を行っています。第3期選書部会は、平成18年11月28日に発足し、過去2回の選書部会で協議しきれなかった外国語図書、高齢者・障害者向け資料の選定のあり方や武蔵野プレイス（仮称）の蔵書構成などについて、8回にわたり幅広い協議を行いました。

この報告は、あくまで本部会において委員から自由に出された意見を取りまとめたものであり、今後、選書を行うにあたり、図書館が十分にその意図を咀嚼し、参考に供していただくことを目的としています。

また、本部会は設置要綱によって資料収集方針及び蔵書構成が協議対象に限定されており、利用者サービス全般には及んでいないことを付言します。

〔協議内容〕

武蔵野市立図書館の選書・資料収集方針について

来館・利用困難者への資料提供について

現在の状況

著作権の許諾が可能な作品の中からできるだけ他の自治体図書館と重複しないような資料を選んで、ボランティア団体に月2冊のペースで音訳を依頼しています。

自館に所蔵のない録音図書や点字資料は、全国の自治体図書館等から相互協力を利用して取り寄せ、利用者に提供しています。

（委員の意見）

精度の高い音訳資料の提供のために、音訳ボランティアに対するバックアップとして、よく利用する地名、人名等に関するレファレンス資料の充実や、デジタイズ図書作成の研修等を実施する必要があります。

デジタイズ図書等、資料や再生機器のデジタル化が進んでいます。現時点ではテープ図書もデジタイズ図書と並行して作成する必要がありますが、今後の利用状況の推移を見ながら慎重に検討していく必要があります。

今後は高齢者人口の増加等により、図書館への来館や読書が困難な利用者が増えることが予想されます。そうした利用者のために文字を拡大できるデジタル資料や市販の録音図書等の充実を図る必要があります。同時に、現在行っている障害者サービス

の利用要件の拡大についても、著作権法を考慮しながら充分検討していく必要があります。

外国語資料の収集について

現在の状況

主に英語圏の洋書を購入しています。中国語やハングルの書籍は一時期購入していましたが、それ以来在庫数は横ばいとなっており、新聞や雑誌の購入で対応している状態です。外国語図書は年2回書店へ行き、購入するものを決めています。利用者からの外国語図書のリクエストは年間で80冊程度です。

中国語やハングルの書籍が増えない理由として、現行のシステムでは英語以外の言語で資料データの入力ができない（中国語は簡体字を漢字に置き換え、ピン音の読みを付記。韓国語はハングルの発音で入力。このため検索は困難。）ことや、職員の語学力の問題等があります。

（委員の意見）

選書は先進的な取り組みをしている他市の方法を調査・研究すると同時に、利用者のニーズ調査の結果に基づいて進める必要があります。また、購入にこだわらず、大学図書館等と連携することで、未所蔵資料を補完することも考えられます。

新たな図書館システム導入の際は、多言語に対応できるシステムについて検討する必要があります。

地域資料・郷土資料・市民文庫等について

現在の状況

大手取次を利用して図書を購入しているため、中小出版社の発行する資料は購入が難しく、郷土資料については、非売品の資料も多い状況です。

武蔵野市で刊行するものはすべて図書館に寄贈するように、各課に依頼し収集していますが、それ以外の地域資料等については、完全には収集できていません。

市民文庫は、市内在住者から自分が著作した書籍を寄贈された場合に受け入れています。特に広報などは行っていません。

（委員の意見）

中小出版社の発行する資料や自費出版資料、郷土資料等の非売品については、国立国会図書館が提供している日本全国書誌等を選書システムに組み入れるなど、きめ細かく充実する必要があります。

市民文庫所蔵資料の著者が市内で講演等を行う際に本人の資料を展示することにより、資料の有効活用と市民文庫の効果的な広報ができると思われます。それ以外にも市民文庫への寄贈が増えるような広報を積極的に行う必要があります。ただし、市民文庫の範囲は拡げすぎずに市内在住者に限定すべきと考えます。

新聞等に掲載された郷土ゆかりの著者の略伝等は地域・郷土資料として重要であり、収集・整理する必要があります。

ITサービスについて

現在の状況

紙以外の情報として、ホームページによる蔵書情報提供サービス、インターネット予約、オンラインデータベースが利用できます。ホームページによる情報提供サービスとしては、「武蔵野市に関するレファレンス事例集」を提供しています。今後は、新聞武蔵野版の目次データベース作成、定点撮影写真のデジタル化を進め、将来的にはホームページ上で公開していくことを検討しています。

(委員の意見)

公共図書館においては、情報拠点として紙媒体、電子媒体の融合されたハイブリット化が求められています。どのような媒体を使い、どのような情報を提供していくのかといった方針を定めてITサービスを推進していくべきです。その際は、ハードとソフトを駆使し情報をナビゲートする図書館員の育成やITサービスの利用方法等を支援するボランティアの活用も必要です。

共同利用図書館及び多摩地域図書館での除籍について

現在の状況

多摩地域の各公立図書館には、閉架書庫のない館も多く、図書購入に伴う除籍冊数が増加しています。また都立図書館からは、都立図書館改革の具体的方針の中で、複本除籍の方針が出されたため、多摩地域の各公立図書館の除籍資料を共同で保存する図書館を開設し、リクエストがあれば各公立図書館に届けるという構想があります。

(委員の意見)

各市立図書館が協力して資料の保管場所を確保することは、予算の負担も大きいため困難です。自動書庫等の先進事例の研究や電子媒体での保存、多摩地域の各図書館との連携・協力・共同利用等、様々な角度から考える必要があります。

武蔵野プレイス（仮称）の選書について

現在の状況

児童書比率の高い西部図書館の特徴を引き継ぎ、2階には児童書と共に生活関連の本を配置し、親子が同じフロアで楽しめるよう検討しています。地下2階は絵画・音楽等の芸術系資料をまとめて置くことを考えています。

蔵書数は西部図書館の1.7倍になる予定ですが、どの分野も平均的に1.7倍にするのではなく、特色を持たせたい部分に重点的に振り分けていく予定です。

(委員の意見)

武蔵野プレイス（仮称）は書架の配置に特徴がありますが、選書も既存の方法に捉われず、きめ細かく行う必要があります。

芸術に関する資料を充実させるだけでなく、当初計画で出されていた環境に関する資料も充実させるべきです。

雑誌の構成は図書館の特徴を出しやすい分野です。ただし、創刊・廃刊が激しいた

め、選書の際に充分注意が必要です。また、今後は電子ジャーナルの研究も必要と考えます。

武蔵野プレイス（仮称）だけでなく、図書館全体で、書籍等の情報とデータベースやデジタルデータ等の情報のバランス考えて提供していく必要があります。

その他

1) 学校等との連携について

現在の状況

市内小学校、中学校等の図書館見学、職場体験等の受け入れや、調べ学習、移動教室、修学旅行、セカンドスクールの事前学習資料の収集、貸出を行っています。

今後、学校、指導課、図書館による学校連携サービスの検討委員会を設置し、連携の強化を図っていく予定です。

（委員の意見）

学校との連携を強化し、調べ学習等の情報を早めに提供してもらうことにより、関連資料を必要なときに必要な数だけそろえられるようにする必要があります。

また、今後は学校だけでなく、幼稚園、保育園等との連携についても検討していく必要があります。

2) リクエストについて

現在の状況

未所蔵資料のリクエストは、窓口でのみ受付をしています。

平成19年度の受付件数は、4,257冊で、年々増加しています。

（委員の意見）

希望する資料が未所蔵の場合、利用者の中には、遠慮してリクエストをしない方もいます。そのため、図書館がアンケート調査やフロアワークにより、積極的に利用者とコミュニケーションをとり、ニーズの高い資料のリクエストを引き出し、蔵書を充実させるべきです。

〔最後に〕

第3期の選書部会は、第1期、第2期の未検討課題を中心に協議してきました。今期で当初の課題はほぼ協議されました。提言までは至りませんでした。これらの報告を、図書館のあり方や計画に活かしていただきたい。

資 料

- 1 武蔵野市図書館運営委員会名簿
- 2 武蔵野市図書館運営委員会選書部会名簿
- 3 武蔵野市図書館運営委員会会議経過
- 4 武蔵野市図書館運営委員会選書部会会議経過
- 5 武蔵野市図書館運営委員会設置要綱
- 6 武蔵野市図書館運営委員会選書部会設置要綱

1 武蔵野市図書館運営委員会名簿

氏名	任期	職名
磯川啓子	平成18年10月30日～平成20年10月29日	青少協第一地区委員
大久保昭男	〃	武蔵野市国際交流協会前事務局長
木下章子	〃	公募委員
黒子恒夫	〃	多摩地域の図書館をむすび育てる会代表
鈴木喜和子	〃	公募委員
日高正登	〃	公募委員
毛利和弘	〃	亜細亜大学学術情報部学術情報課参事
守屋るり子	〃	武蔵野市立第二小学校長
山本真鳥	〃	法政大学経済学部教授

は委員長

2 武蔵野市図書館運営委員会選書部会名簿

	氏名	委嘱・任命期間	備考
委嘱委員	木下章子	平成18年10月30日～平成20年10月29日	公募委員
	黒子恒夫	〃	多摩地域の図書館をむすび育てる会代表
	鈴木喜和子	〃	公募委員
	日高正登	〃	公募委員
	毛利和弘	〃	亜細亜大学学術情報部学術情報課参事
任命委員	川西真理子	〃	図書館員
	柏倉泰司	平成20年4月1日～平成20年10月29日	図書館員
	一ノ関秀人	平成18年10月30日～平成20年3月31日	図書館員

は部会長

3 武蔵野市図書館運営委員会会議経過

回	開催日	主な議題内容
第1回	平成18年10月30日	委員長の互選 今後の運営について
第2回	平成19年1月29日	武蔵野市立図書館の運営について
第3回	4月23日	武蔵野市立図書館の運営について
第4回	7月2日	武蔵野市立図書館の運営について
第5回	10月1日	武蔵野市立図書館の運営について
第6回	平成20年1月21日	武蔵野市立図書館の運営について
第7回	4月14日	武蔵野市立図書館の運営について
第8回	7月3日	武蔵野市立図書館の運営について
第9回	9月25日	武蔵野市立図書館の運営について
第10回	10月23日	運営委員会報告について

4 武蔵野市図書館運営委員会選書部会会議経過

回	開催日	主な議題内容
第1回	平成18年11月28日	委員長の互選 今後の運営について
第2回	平成19年2月26日	武蔵野市立図書館の選書について
第3回	5月28日	武蔵野市立図書館の選書について
第4回	8月27日	武蔵野市立図書館の選書について
第5回	11月19日	武蔵野市立図書館の選書について
第6回	平成20年2月25日	武蔵野市立図書館の選書について
第7回	5月19日	武蔵野市立図書館の選書について
第8回	8月25日	選書部会報告について

5 武蔵野市図書館運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市立図書館の運営に関して、地域から広く意見を求め、武蔵野市らしい特色ある図書館づくりを行うため、武蔵野市図書館運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 図書館サービスに関すること。
- (2) 図書館主催事業に関すること。
- (3) 施設、閲覧環境等に関すること。
- (4) その他図書館の充実に関すること。

2 委員会に選書部会を設置し、所管事項について協議する。

3 選書部会の設置については、別に教育長が定める。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織し、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 7人以内
- (2) 公募による市民 3人以内

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、教育部図書館が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

6 武蔵野市図書館運営委員会選書部会設置要綱

(設置)

第1条 市民の多様な知的欲求に的確に応えるため、武蔵野市図書館運営委員会設置要綱(平成14年4月1日施行)第2条第2項の規定に基づき、選書部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 資料収集方針、蔵書構成等に関する事。
- (2) 武蔵野市立図書館として収集すべき資料の推薦に関する事。
- (3) リクエスト資料購入の是非に関する事。
- (4) その他図書館資料の選書に関する事。

(組織)

第3条 部会は、次に掲げる委員で組織し、教育長が委嘱する。

- (1) 武蔵野市図書館運営委員会委員 5人以内
- (2) 図書館職員 2人以内

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は会務を総括し、部会を代表する。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 部会の庶務は、教育部図書館が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成15年5月21日から施行する。

武蔵野市図書館運営委員会報告書

-これからの武蔵野市の図書館のあり方について-

武蔵野市図書館運営委員会選書部会報告書

武蔵野市図書館運営委員会

発行年月 平成 20 年 10 月

発 行 武蔵野市教育委員会教育部図書館

武蔵野市吉祥寺北町 4 - 8 - 3

(0 4 2 2) 5 1 - 5 1 4 5